



県章

# 滋賀県公報

令和6年(2024年)  
12月2日  
号外(2)  
月曜 日

毎週火・金曜 2回発行

## 目次

### ○ 監査委員公告

監査の結果に関する報告の公表公告..... 1

## 監査委員公告

### 監査の結果に関する報告の公表公告

地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第9項および第10項の規定により次のとおり公表する。

令和6年12月2日

滋賀県監査委員 駒井千代  
" 奥博  
" 村尾慎哉  
" 河瀬隆雄

滋賀県監査基準(令和2年滋賀県監査委員告示第5号)に準拠し監査を実施したので、その結果を下記のとおり報告する。

#### 1 監査等の種類

地方自治法第199条第1項および第4項に規定する財務事務の執行および経営に係る事業の管理の監査(以下「財務監査(定期監査)」という。)ならびに同条第2項に規定する事務の執行に関する監査(以下「行政監査」という。)

#### 2 監査等の対象

令和5年度の財務事務の執行および経営に係る事業の管理ならびにその他の事務の執行

#### 3 監査等の着眼点

##### (1) 財務監査(定期監査)

財務に関する事務の執行および経営に係る事業の管理が法令に適合し、正確で、最少の経費で最大の効果を挙げるようにし、その組織および運営の合理化に努めているか。

内部統制制度が導入されたことを踏まえ、リスクの高い項目について特定し、そのチェック体制や引継ぎ時の情報共有、未然防止の効果的な対策がとられているか。

##### (2) 行政監査

事務の執行が法令に適合し、正確で、最少の経費で最大の効果を挙げるようにし、その組織および運営の合理化に努めているか。

#### 4 監査等の実施内容

あらかじめ監査対象機関等から監査調書等の提出を求め、関係職員からの説明聴取および帳簿、書類その他の記録の照合により行った。また必要に応じて書面による監査を行った。

監査対象機関ごとの監査実施日は、次のとおりである。

監査実施対象機関名および監査実施年月日

監査実施対象機関名	監査実施年月日
知事公室 秘書課 広報課 防災危機管理局	令和6年7月11日 令和6年8月29日 令和6年7月16日
総合企画部 企画調整課 東京本部 高等教育振興課 国際課 県民活動生活課 消費生活センター 公文書館 CO <sub>2</sub> ネットゼロ推進課 人権施策推進課 DX推進課 統計課	令和6年7月26日 令和6年6月10日 令和6年7月31日 令和6年7月18日 令和6年8月29日 令和6年6月28日 令和6年8月29日 令和6年7月11日 令和6年7月11日 令和6年8月29日 令和6年7月22日
総務部 総務課 人事課 行政経営推進課 総務事務・厚生課 財政課 税政課 西部県税事務所 南部県税事務所 中部県税事務所 東北部県税事務所 自動車税事務所 市町振興課 びわこボートレース局	令和6年7月18日 令和6年8月9日 令和6年8月9日 令和6年7月31日 令和6年8月21日 令和6年8月21日 令和6年6月3日・7月12日 令和6年6月28日・7月12日 令和6年6月4日・7月12日 令和6年6月28日・7月12日 令和6年6月28日・7月12日 令和6年8月29日 令和6年7月9日
文化スポーツ部 文化芸術振興課 文化財保護課 埋蔵文化財センター 琵琶湖文化館 スポーツ課 国スポ・障スポ大会局	令和6年7月17日 令和6年7月30日 令和6年7月30日 令和6年7月30日 令和6年7月29日 令和6年8月6日
琵琶湖環境部 環境政策課 南部環境事務所 甲賀環境事務所 東近江環境事務所 湖東環境事務所 湖北環境事務所 高島環境事務所	令和6年7月16日 令和6年6月28日 令和6年5月29日 令和6年6月4日 令和6年6月28日 令和6年6月28日 令和6年6月28日

琵琶湖保全再生課	令和6年7月19日
循環社会推進課	令和6年8月29日
下水道課	令和6年7月19日
南部流域下水道事務所	令和6年7月19日
北部流域下水道事務所	令和6年7月19日
森林政策課	令和6年8月29日
西部・南部森林整備事務所	令和6年6月28日
甲賀森林整備事務所	令和6年6月28日
中部森林整備事務所	令和6年6月28日
湖北森林整備事務所	令和6年6月6日
びわ湖材流通推進課	令和6年8月29日
森林保全課	令和6年8月29日
自然環境保全課	令和6年7月19日
<b>健康医療福祉部</b>	
健康福祉政策課	令和6年8月29日
南部健康福祉事務所	令和6年6月28日・7月12日
甲賀健康福祉事務所	令和6年5月29日・7月12日
東近江健康福祉事務所	令和6年6月4日・7月12日
湖東健康福祉事務所	令和6年6月28日・7月12日
湖北健康福祉事務所	令和6年6月28日・7月12日
高島健康福祉事務所	令和6年6月28日・7月12日
医療政策課	令和6年7月22日
健康危機管理課	令和6年8月29日
健康しが推進課	令和6年7月29日・10月28日
医療福祉推進課	令和6年7月18日
障害福祉課	令和6年8月2日
薬務課	令和6年8月29日
生活衛生課	令和6年7月16日
医療保険課	令和6年8月29日
<b>子ども若者部</b>	
子ども若者政策・私学振興課	令和6年8月6日
子どもの育ち学び支援課	令和6年8月6日
子育て支援課	令和6年8月6日
子ども家庭支援課	令和6年8月9日
<b>商工観光労働部</b>	
商工政策課	令和6年7月16日
産業立地課	令和6年7月17日
中小企業支援課	令和6年7月23日
イノベーション推進課	令和6年8月29日
労働雇用政策課	令和6年7月30日
女性活躍推進課	令和6年7月29日
観光振興局	令和6年8月29日
ここ滋賀	令和6年6月10日
<b>農政水産部</b>	
農政課	令和6年8月7日
大津・南部農業農村振興事務所	令和6年6月28日

甲賀農業農村振興事務所	令和6年6月28日
東近江農業農村振興事務所	令和6年6月28日
湖東農業農村振興事務所	令和6年6月6日
湖北農業農村振興事務所	令和6年6月28日
高島農業農村振興事務所	令和6年6月3日
みらいの農業振興課	令和6年8月9日
畜産課	令和6年8月29日
水産課	令和6年7月22日
耕地課	令和6年8月29日
農村振興課	令和6年8月29日
土木交通部	
監理課	令和6年8月2日
大津土木事務所	令和6年6月28日
南部土木事務所	令和6年6月28日
甲賀土木事務所	令和6年6月14日
東近江土木事務所	令和6年6月14日
湖東土木事務所	令和6年6月17日
長浜土木事務所	令和6年6月17日
高島土木事務所	令和6年6月28日
技術管理課	令和6年8月2日
交通戦略課	令和6年7月26日
道路整備課	令和6年8月29日
道路保全課	令和6年8月29日
交通事故相談所	令和6年8月29日
都市計画課	令和6年8月29日
住宅課	令和6年8月9日
建築課	令和6年8月9日
流域政策局	令和6年8月7日
北川水源地域振興事務所	令和6年6月28日
会計管理局	令和6年8月21日
企業庁	令和6年7月17日
病院事業庁	
経営管理課	令和6年7月24日
総合病院	令和6年7月24日
小児保健医療センター	令和6年7月24日
精神医療センター	令和6年7月23日
議会事務局	令和6年8月29日
教育委員会事務局	
教育総務課	令和6年7月22日
教職員課	令和6年8月7日
高校教育課	令和6年8月29日
幼小中教育課	令和6年8月29日
特別支援教育課	令和6年7月31日
人権教育課	令和6年7月23日

生涯学習課 保健体育課	令和6年7月18日 令和6年7月11日
選挙管理委員会事務局	令和6年8月29日
人事委員会事務局	令和6年7月31日
監査委員事務局	令和6年8月29日
労働委員会事務局	令和6年7月29日
警察本部	令和6年8月2日
収用委員会事務局	令和6年8月29日
琵琶湖海区漁業調整委員会事務局	令和6年7月22日
内水面漁場管理委員会事務局	令和6年7月22日

注 令和6年6月28日、7月12日、8月29日および10月28日の監査実施は書面監査による。

## 5 監査結果

1から4までの記載事項のとおり監査した限り、重要な点において、監査の対象となった事務が法令に適合し、正確に行われ、最少の経費で最大の効果を挙げるようにし、その組織および運営の合理化に努めていることが認められた。

なお、一部において次のとおり是正または改善すべき事項が認められたので指摘する。

### (1) 健康医療福祉部健康しが推進課

都道府県健康対策推進事業等の国庫補助金について、国庫補助対象外である県の「補助金事業」を含めて申請していたことが判明し、過去に遡って返還することとなった事例が認められたので、今後は適正な事務の執行に努められたい。

### (2) 教育委員会事務局教職員課

臨時教職員に係る社会保険料については、被保険者負担分と事業主負担分を一括して歳入徴収官(大津年金事務所)に納付しなければならないが、そのために必要な事務処理である臨時教職員の給与から控除した被保険者負担分に係る保険料の一部である3,333,503円を歳入歳出外現金から県予算に戻す手続きができていなかった事例が認められた。

また、給与から控除した本来不要な被保険者負担分に係る保険料1,816,622円について本人に還付できていない事例および還付対象者が特定できないことにより、一部特定不明な残高78,436円が発生している事例が認められたので、早急に適切に処理されるとともに、今後は適正な事務の執行に努められたい。

## 6 意見

監査の結果、組織および運営の合理化に資するため、検討または改善を要する事項として次のとおり意見を付す。

### (1) 多様な働き方の推進と人材確保・育成について(総務部人事課、行政経営推進課)

若年人口の減少に伴う採用試験受験者数の減少や人材の流動化などにより、民間部門を含めた人材獲得競争が激化しており、本県のみならず他の地方公共団体において、今後、組織の基盤となる人材確保・育成に向けた取組の必要性が一層高まるものと考えられる。

こうした状況下において、他府県において、週休3日制の導入をはじめ、多様な働き方の推進に係る取組が進められている。

本県においても、ワーク・ライフ・バランスの観点から、在宅勤務、サテライトオフィスにおける勤務等、多

様な執務環境における業務執行が可能となる取組を進めているが、人材獲得競争が一層激化する状況に鑑み、他府県の先進的な事例を参考に、更なる取組の推進が必要と考える。

現行の県人材育成基本方針では、今後、社会・経済のグローバル化が一層進展すると考えられる中、本県職員には「柔軟な発想で困難な課題に果敢に挑戦すること」「生活者の視点と現場からの発想を常に意識し、県民や企業をはじめ多様な主体と連携・協働すること」などがこれまで以上に求められるとされている。

今後、これまで以上に、県民ニーズが複雑・多様化していくことが考えられることから、新たに発生する行政課題に迅速・的確に対応し、課題解決につなげるため、県庁内での議論にとどまらず、例えば、民間企業、団体への研修をはじめ多様な主体との交流等を通して、今日的な行政課題に的確かつ柔軟に対応するといった視点も重要であると考えられる。

職員一人ひとりがそうした視点で業務にあたることにより、県民ニーズに沿った施策の実現にもつながるとともに、やりがいや実感でき、また、複雑多岐に亘る課題解決に向けた政策立案能力の向上といった人材育成にも資するものと考えられる。

については、こうした点を踏まえて、現在、改定中の県人材育成基本方針に基づく取組を着実に進められるなど、人材確保・育成に努められたい。

(2) 県立学校の適正な財務事務執行に向けた取組と体制整備について（総務部人事課、総務事務・厚生課、会計管理局、教育委員会事務局教育総務課、教職員課）

県財務規則第3条第1項第2号の単独機関は知事部局では2つの機関（東京本部とここ滋賀）のみとなっており、会計管理局（各地域会計係を含む）により支出命令機関との相互けん制機能が確保され、適正な財務事務を執行するための体制が整備されている。

一方で、県立学校（全64校）は支出命令機関が出納機関を兼ねる単独機関とされており、また、給与事務については集中化の対象とはされておらず、諸手当の認定や支給事務は各学校において執行されている。

このような状況の中、県立学校においては、これまでから入札等の契約事務を含む財務事務や給与事務で不適切な事務が継続して発生している状況である。

過去3か年の定期監査（財務監査）における指導事項等の件数は、契約関係や支出関係では、70件、36件、46件であり、内部統制制度における不適切な事務処理とされた件数は、過去3か年では84件、72件、52件となっている。

このため、会計管理局では令和5年度には全県立学校を対象とした実地検査が行われ、会計管理局から改善報告を提出するよう指示した件数は89件であった。

また、滋賀県が締結する契約に関する条例の施行を受けて、適切な仕様書の作成および積算のため、令和4年度からは、会計管理局管理課に建築関係の経験のある県退職職員を会計年度任用職員として配置し、学校施設の小修繕工事等の仕様書作成や設計・積算を適切に行うための技術的支援業務を実施し、施設の小修繕工事に係る契約事務の適正化に向けた取組を推進している。

令和4年度は17施設26件、令和5年度は22施設32件の支援の実績があり、施設の修繕工事に係る契約事務の適正化に向けた取組を推進している。

滋賀県行政経営方針（2023～2026）の実実施計画では、県立学校における適正な事務執行に向けては、事務の共同化等の具体的な取組について検討を行うことを掲げている。

現在、地方機関を所管する出納機関としては、会計管理局会計課に6つの地域会計係が設置され、各地方合同庁舎（南部、甲賀、東近江、湖東、湖北、高島）に職員が配置されている。

また、地方機関の給与事務等の総務事務を集中して所管する6つの総務経理係が総務部総務事務・厚生課に設置され、各地方合同庁舎に会計管理局会計課の地域会計係と同じ事務室に職員が配置されている。

例えば、この二つの係（地域会計係と総務経理係）を統合することで組織の体制強化を図り、県立学校の適正な財務事務の執行に向けて、相互けん制機能を確保することなども対応案として考えられる。

については、県立学校の適正な財務事務執行に向けた取組について、以下の観点から検討され、そのための体制の構築を図られたい。

- ① 相互けん制機能を高めるため、単独機関の解消に向けて取り組むこと
- ② 給与事務を中心とした事務の集中化に取り組むこと
- ③ ①および②を実施するための効率的な事務執行体制の在り方について検討すること

(3) 財源不足への対応および今後の行財政運営について（総務部行政経営推進課、財政課）

県において、令和6年3月、令和6年度から令和12年度までの財政収支見通しを公表したが、これによると、令和12年度末時点では、累計額で808億円の財源不足となり、令和10年度には財政調整基金も枯渇するおそれがあると予測している。

さらに、特別支援学校の新設等、現時点での収支見通しに反映されていない大規模事業もあり、併せて更なる物価上昇への対策や金利上昇に伴う公債費の増加も不可避であり、令和13年度以降も収支状況の悪化が続くことが容易に想定される。

また、定期監査を通して、事業効果や事業存続に係る検討が十分になされないまま、十数年にわたり委託業務が継続されていると考えられる事例も見受けられた。

こうした状況下、県では、「財政収支見通しを踏まえた更なる「ヒト・財源の配分のシフト」」に向けて、県庁職員一丸となって限りある財源について、部局枠内事業の新陳代謝による事業の廃止・縮減による新たな行政需要等への対応や、効果的・効率的な執行等、不断の事業見直しに取り組んでいるが、昨今の財政状況は待ったなしの状況と考えられる。

令和7年度当初予算編成要領において、歳出見直しにおける取組として、「定期監査等の外部からの意見を踏まえ、事業成果の検証をした上で、ゼロベースで事業の必要性の判断を行うこと」「5年間事業手法等の見直しがなく継続実施している裁量のある経費については、事業成果を検証し、廃止または事業手法の見直しを行うこと」「今年度に見直しを行わない経費については、最長5年以内の期間で見直し時期の設定を行うこと」とされており、財源不足の大胆な縮減に向けて、有言実行の姿勢で真摯な対応が不可欠と考えられる。

については、将来の財源不足に対応するため、前例に捉われず、大胆な縮減を図るため、既存の事業規模の大・小に関係なく、事業の新陳代謝を図るべく、全庁挙げて、さらなる不断の事業見直しに取り組まれるとともにその結果を県民に公表されたい。

また、財政課におかれては、人的資源の制約はあるものの、県予算全体を俯瞰するため、例えば、大規模な投資を伴う新規事業について、可能な限り、事業の現場を実査し、事業の可否を判断されたい。

#### (4) 歳入徴収に係る内部統制の徹底について（総務部行政経営推進課、財政課、会計管理局）

地方自治法および地方自治法施行令では、「普通地方公共団体の歳入を収入するときは、政令の定めるところにより、これを調定し、納入義務者に対して納入の通知をしなければならない。」とされている。調定とは、歳入を徴収しようとする場合において歳入徴収者がその歳入の内容を「調査」して収入金額を「決定」する行為、すなわち、徴収に関する地方公共団体の内部的意思決定の行為と考えられ、調定は、納入の通知および収納に先立って行うのが原則であるとされている。

本県財務規則第38条において、歳入徴収者は、歳入を徴収しようとするときは、所属年度、歳入科目、納入すべき金額、納入義務者等を誤っていないかどうかその他法令または契約に違反する事実がないかどうかを調査し、適正であると認めるときは、調定決議書により調定しなければならないと規定されており、現金収納調定や財務会計システムが利用できない場合等の事後調定などを除き、調定後、納入の通知を行う事前調定が基本的なルールとなっている。

今回の定期監査において、利息・遅延損害金・延滞金に類する事案で、調定による意思決定が行われていないにもかかわらず、納入の通知を発行している事例が認められた。

県債権回収対応マニュアルにおいては、「元本が全額納付された時点で、徴収すべき金額が確定するため、確定後、直ちに調定すること」「納入の通知は、歳入を調定した後、納入義務者に対し金銭の納付を請求する」とし、調定を行った上で納入義務者に請求を行うことと明記されているにもかかわらず、当該取扱いに沿った事務処理が徹底されていなかったものである。

調定は、「契約が法令に違反していないか」「金額は誤っていないか」「納入義務者は適正なのか」等についてチェックを行い、所属としての内部的な意思決定を行うものであるが、調定のない請求においては、こうしたチェックが行われないことにより、不当・不正な請求等が行われる可能性も否定できず、県の信用失墜などのリスクも懸念される。

については、内部統制の観点から、本来行うべき調定がなされていない場合、納入通知の発出が物理的に行えない仕組み作りなど、内部チェック体制の更なる整備に取り組まれたい。

また、今回の事案を踏まえ、歳入徴収に関するチェック項目の検討・見直しについても同様に取り組まれたい。

#### (5) 高島浄化センターコンポスト化事業の安全性に係る県の統一見解と利活用について（琵琶湖環境部下水道課、農政水産部みらいの農業振興課）

県の下水処理場である高島浄化センター(以下、「センター」という。)において、汚水を浄化する過程で発生する下水汚泥から肥料を製造するコンポスト化施設の整備が完了し、令和6年6月1日から販売が開始され、緑地やガーデニング、家庭菜園の肥料として使用されている。

下水汚泥については、固形燃料や建設資材など様々な有効活用ができるが、センターでは肥料にすることで、地産地消や資源循環を実現できるとされており、肥料の品質の確保等に関する法律による安全性における基準を満たしていることから、県の重要施策として、県民に広くPRし、循環型社会を目指した事業展開をすべきものとする。

一方、今回の定期監査を通して、農政水産部所属において、コンポスト肥料は安全基準を満たしているものの一部の重金属を含んでいるためとして、農地への使用に慎重なスタンスを取っている現状が認められた。

農地への使用が懸念されるのであれば、家庭菜園等への使用においても同様であり、こうした点からも県の見解の不一致は好ましいものではないと考えられる。

については、部局間において、早急にコンポスト肥料の安全性に係る統一見解を示すとともに、留意点があれば県民等に対して早急に情報提供されたい。

その上で、基準をクリアしたコンポスト肥料であれば、環境こだわり農業など環境保全に積極的に取り組む本県として、全庁挙げて利活用を推進されたい。